

(かながわ地域活動ホームほのぼの 相談支援室 重要事項説明書)
「自立生活援助事業所」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に定める自立生活援助事業を提供します。当サービスの利用は、原則として訓練等給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	3
4. 営業時間	3
5. 事業所の職員体制	4
6. サービス利用料及び利用者負担	4
7. 虐待の防止について	4
8. 緊急時の対応方法について	5
9. 事故発生時の対応方法について	5
10. 身分証携行義務	5
11. 記録の整備	5
12. 苦情の受付について	6
説明確認書	7

社会福祉法人若竹大寿会
かながわ地域活動ホーム ほのぼの相談支援室
当事業所は自立生活援助の指定を受けています。
(横浜市登録 第 1410201626 号)

《かながわ地域活動ホームほのぼの 相談支援室》 重要事項説明書

1 事業者

名称・法人種別	社会福祉法人若竹大寿会
代表者名	理事長 竹田一雄
法人所在地	神奈川県横浜市神奈川区羽沢町550-1
電話	045-381-3232 (若竹苑)
FAX	045-373-7472 (若竹苑)
設立年月	平成元年3月16日

2 事業所の概要

事業所名	かながわ地域活動ホームほのぼの 相談支援室
所在地	神奈川県横浜市神奈川区反町1-7-3 ARSビル3階
電話番号	045-548-8611
管理者氏名	寺田 純一
サービスの種類	自立生活援助事業
事業者指定番号	1410201626
事業開始年月日	令和4年4月1日
サービスの主たる対象者	知的障害者
事業の目的	社会福祉法人若竹大寿会が開設する「かながわ地域活動ホームほのぼの相談支援室」が行う障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、障害福祉サービスを利用する障害者（以下「利用者」という。）又は利用者の保護者に対し、適正な自立生活援助事業を提供することを目的とする。
運営方針	<p>① この事業所が実施する事業は、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意志及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うものである。</p> <p>② 事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮</p> <p>③ 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている</p>

	<p>環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</p> <p>④ 事業の実施にあたっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることの無いように、公平中立に行う。</p> <p>⑤ 事業の実施にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。</p> <p>⑥ 事業の実施にあたっては、自らその提供する自立生活援助事業の評価を行い、常にその改善を図る。</p> <p>⑦ 事業の実施にあたっては、前6項の他、関係法令等を順守する。</p>
サービスの内容	<p>居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。</p>
事業所が行う他の指定障害福祉サービス等	<p>指定生活介護</p> <p>地域活動支援センター事業デイサービス型</p> <p>指定障害児相談支援</p> <p>横浜市障害者相談支援</p> <p>横浜市障害者生活支援</p> <p>横浜市障害者自立生活アシスタント事業</p>

3 事業実施地域

サービス提供地域	横浜市神奈川区
----------	---------

4 営業時間

	適用日	営業時間	備考
1	<p><週5日></p> <p><月曜日～金曜日></p>	8:30～17:15	<p>年間の休日：土日・</p> <p>12月29日～1月3日</p>

5 事業所の職員体制など

職種	従事するサービスの種類や業務	人員
管理者	従業者及び業務の管理。事業所の従業者に対し法令等を順守させるための必要な指揮命令を行います。	1名（常勤職員） 兼務
サービス管理 責任者	支給決定の有効期間内において、利用者と目標設定を行い、自立生活援助計画の作成に関するを行う他、利用申込者の心身の状況の把握、利用者の自立した日常生活又は社会生活の継続に必要な支援、他の従業者に対する技術指導及び助言等と行います。	1名（常勤職員） 兼務
地域生活支援員	自立生活援助計画に基づき、支援を行います。週1日程度の自宅訪問を実施します。期間は原則1年となります。	2名（常勤職員） 兼務
事務員	事業所に必要な事務を行います。	1名（常勤職員） 兼務

6 サービス利用料及び利用者負担

(1) 提供するサービスに対して利用者負担額（厚生労働省の定める基準により算定した費用の額から訓練等給付等の額を控除した額「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が、1ヶ月の負担の上限となります）を事業所に支払います。なお、訓練等給付費の額については、事業者が市町村から代理受領致しますので、直接支払う必要はありません。

(2) 地域生活支援員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問や出張する必要がある場合は、旅費（実費）をお支払いいただく場合があります。

支払い方法

- | |
|---|
| ア. ゆうちょ銀行による口座引き落とし
イ. 事業所指定口座への振り込み |
|---|

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 寺田 純一
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 緊急時の対応方法について

- ① 自立生活援助事業の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

	氏名もしくは機関名	連絡先（電話番号等）
緊急連絡先 ①		
緊急連絡先 ②		
主治医		
その他		

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する自立生活援助事業の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する自立生活援助事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 会 社 名 あいおいニッセイ同和損害保険（株）

対 人 （ 限 度 額 ） 1 億 円

対 人 （ 限 度 額 ） 1 千 万 円

監 理 財 物 （ 限 度 額 ） 2 百 万 円

* 必要な方は、各自損害賠償保険にご加入下さい。

10 身分証携行義務

自立生活援助事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 記録の整備

利用者等に対する自立生活援助事業の提供に関して、以下の記録を整備します。

- ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ・ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - ・ アセスメントの記録
 - ・ サービス担当者会議等の記録

・モニタリングの結果の記録

- ③ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ④ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録（事故報告）

1 2 苦情解決の受付について

提供した自立生活援助事業に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

なお、相談及び苦情の内容については都度対応の記録を残すと共に、真摯に対応します。

相談窓口、苦情対応

(1) 事業所の相談窓口

苦情解決責任者	寺田 純一	対応時間	8:30~17:15
電話番号	045 (548) 8611	F A X 番号	045 (548) 8611

苦情受付担当者	笹島 寛子	対応時間	8:30~17:15
電話番号	045 (548) 8611	F A X 番号	045 (548) 4653

(2) 法人の第三者委員

苦情受付担当者	小嶋 愛斗
電話番号	045 (263) 6165
苦情受付担当者	松島 昌子
電話番号	045 (481) 6215

(3) 行政機関その他の相談窓口

横浜市福祉調整委員会	電話：671-4045 FAX681-5457
神奈川区役所 高齢・障害支援課障害者支援担当	電話：411-7114 FAX：324-3702
横浜市健康福祉局 障害施策推進課 相談支援推進係	電話：671-4133 FAX：671-3566
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	電話：311-8861 FAX：312-6302

説明確認書

契約締結にあたり、重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 横浜市神奈川区反町1-7-3 ARSビル3階

事業者名 かながわ地域活動ホームほのほの 相談支援室

管理者 寺田 純一

説明者 印

契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (自署の場合押印不要)

(上記利用者の法定代理人 _____ 印)

利用者本人は、身体の状態等により自署ができないため、本人の意思を確認の上、代筆します。

代筆者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (自署の場合押印不要)

※代筆の場合代筆理由を記載下さい

代筆理由 (_____)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族の代表 住 所 _____

氏 名 _____ 印